

解体工事・改修工事を実施する皆さまへ

建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。このため、今般、石綿障害予防規則が改正されました。これまで以上に適切な対策の実施をお願いします。

1 工事開始前の石綿の有無の調査（方法の明確化）：令和3年4月1日施行

- 工事対象となる**全ての部材について**事前調査が必要
- 事前調査は、設計図書などの**文書および目視**による調査が必要
- 事前調査で石綿の使用的有無が明らかにならなかった場合には、分析による調査の実施が義務※ 石綿が使用されているものとみなして、ばく露防止措置を講ずれば、分析は不要
- ◆ 「目視」とは、単に目で見て判断することではなく、現地で部材の製品情報などを確認することをいう
- ◆ 目視ができない部分は、目視が可能となった時点で調査
- ◆ 石綿が使用されていないと判断するためには、製品を特定した上で、以下のいずれかの方法によらなければならない
 - ・ その製品のメーカーによる証明や成分情報などと照合する方法
 - ・ その製造年月日が平成18年9月1日以降であることを確認する方法
- ◆ 以下の確認ができる場合は、目視等によらなくてもよい
 - ・ 過去に行われた調査結果の確認（改正後の事前調査に相当するものに限る）
 - ・ インベントリ（有害物質所在一覧表）確認証書が交付されている船舶のインベントリの確認
 - ・ 着工日が平成18年9月1日以降であることの確認
- ◆ 以下に該当する場合は、石綿の飛散リスクがないと判断できるので調査不要
 - ・ 木材、金属、石、ガラス、畳、電球などの石綿が含まれていないことが明らかなものの工事で、切断等、除去または取り外し時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
 - ・ 工事対象に極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業
 - ・ 現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
 - ・ 石綿が使用されていないことが確認されている特定の工作物の解体・改修の作業

2 建築物の調査者要件：令和5年10月1日施行

R5.10.1以降に行う解体・改修工事が対象です！
早めのご対応をお願いします。

- 124ページ目を参照
- ◆ 建築物の事前調査を実施することができる者
 - 特定建築物石綿含有建材調査者
 - 一般建築物石綿含有建材調査者
 - 一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て住宅・共同住宅の住戸の内部に限定）
 - 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
 - ◆ 分析調査を実施することができる者
 - 厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了検査に合格した者
 - 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランクまたはBランクの認定分析技術者
 - 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析工キスパートコース）修了者」
 - 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
 - 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」
- ※ 調査者の要件が必須になる令和5年10月1日までの間の事前調査において資格者が不在の場合は、可能な限り経験豊富な方が調査にあたってください。

3 調査結果の記録と掲示：令和3年4月1日施行

- 調査結果の記録は、**3年間保存**することが必要
- 調査結果の写しを工事現場に備え付け、概要を**見やすい箇所に掲示**することも必要

◆ 調査結果の記録項目

- ・事業者の名称・住所・電話番号、現場の住所、工事の名称・概要
- ・事前調査の終了年月日
- ・工事対象の建築物・工作物・船舶の着工日、構造
- ・事前調査の実施部分、調査方法、調査結果（石綿の使用の有無とその判断根拠）

4 安衛法88条に基づく工事計画届の対象拡大：令和3年4月1日施行

- 改正前の対象である耐火建築物・耐火物建築物の吹き付け石綿等の除去作業に加え、石綿が含まれている**保温材等の除去等工事等の計画**についても14日前までに労働基準監督署に届け出ることが必要に
- ◆ 建設業及び土石採取業については、以下の仕事について、新たに労働安全衛生法第88条第3項に基づく**計画届の対象**に
 - ① 耐火建築物・準耐火建築物に吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事
 - ② 耐火建築物・準耐火建築物以外の建築物、工作物、船舶に吹き付けられている石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事
 - ③ 建築物、工作物、船舶に張り付けられている石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲いこみの作業を行う仕事
- ◆ 建設業及び土石採取業以外の業種に属する事業者については、石綿健康障害予防規則に基づく**作業届**の報告が従前どおり必要

5 工事開始前の労働基準監督署への報告：令和4年4月1日施行

- 一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、**事前調査の結果等を電子システム**（スマートフォンも可）で届け出ることが義務に

◆ 報告が必要な工事

- ① 解体部分の床面積が80平方メートル以上の建築物の解体工事
※ 建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱および床を同時に撤去する工事をいう
- ② 請負金額が100万円以上の建築物の改修工事
※ 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいう
※ 請負金額は、材料費も含めた工事全体の請負金額をいう
- ③ 請負金額が100万円以上の次の工作物の解体工事・改修工事
 - ・反応槽、加熱炉、ボイラ、圧力容器
 - ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く）
 - ・焼却設備
 - ・煙突（建築物に設ける排煙設備等を除く）
 - ・貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
 - ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）
 - ・変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
 - ・トンネルの天井板
 - ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
 - ・遮音壁、軽量盛土保護パネル

◆ 電子システムで報告が必要な内容

- ・事業者の名称・住所・電話番号・労働保険番号、現場の住所、工事の名称・概要・工事期間
- ・事前調査の終了年月日、事前調査を実施した者の氏名等
- ・工事対象の建築物・工作物の着工日、構造の概要
- ・床面積（建築物の解体工事）または請負金額（その他の工事）
- ・石綿作業主任者の氏名
- ・事前調査結果の概要（材料ごとの石綿使用の有無、判断根拠）
- ・作業の種類・切断等の作業の有無・作業時の措置

※下線部分は建築物になります

◆ 報告の方法

- 複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、元請事業者が請負事業者に関する内容も含めて報告する必要
- 平成18年9月1日以降に着工した工作物について、同一の部分を定期的に改修する場合は、一度報告を行えば、同一部分の改修工事については、その後の報告は不要

6 吹付石綿・石綿含有保溫材等の除去工事に対する規制：令和3年4月1日施行

- 隔離場所の集じん・排気装置に、設置場所など何らかの変更を加えたときにも、**排気口からの石綿等の粉じんの漏洩の有無を点検することが必要**
 - 作業中断時にも隔離場所の**前室が負圧に保たれているか点検することが必要**
 - 除去作業終了後に隔離を解く前に、取り残しがないことの**資格者による目視確認**が必要
- ◆ 負圧の点検は、作業開始前に加えて、作業中断時に作業者が集中して前室から退出するタイミングで実施する
※ 作業中断時とは、休憩等で作業を中断した時や何日間か継続する作業において最終日以外の日の作業を終了した時をいう
- ◆ 取り残しがないことの確認ができる資格者
 - 除去作業の石綿作業主任者
 - 事前調査を実施する資格を有する者（建築物に限る）
- ◆ 取り残しがないことの確認は、分析等は不要

7 石綿含有仕上塗材の除去工事に対する規制：令和3年4月1日施行

- 石綿含有仕上塗材をディスクグラインダーまたはディスクサンダーで除去するときは、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、湿潤な状態に保ちながら作業をすることが必要
※ 作業場所の隔離は、負圧に保つ必要はない
※ 高圧水洗工法、超音波ケレン工法等は作業場所の隔離不要（ただし、防水シート等による飛沫飛散防止養生が望ましい）

8 成形板等の除去工事に対する規制：令和2年10月1日施行

- 石綿含有成形品（スレート、ボード、タイル、シートなど）の除去は、切断・破碎等以外の方法によることが必要（技術上困難な場合を除く）
 - ※ 切断・破碎等以外の方法とは、ボルトや釘等を撤去し手作業で取り外すことなどをいう
 - ※ 技術上困難な場合とは、材料が下地材などと接着材で固定されており、切断等を行わずに除去することが困難な場合や、材料が大きく切断等を行わずに手作業で取り外すことが困難な場合など
- けい酸カルシウム板第1種をやむを得ず切断・破碎等するときは、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、湿潤な状態に保ちながら作業をすることが必要
※ 作業場所の隔離は、負圧に保つ必要はない

9 建材を湿潤な状態にすることが困難な場合の措置：令和3年4月1日施行

- 石綿含有建材の除去等作業時に、湿潤な状態にすることが著しく困難なときは、除じん性能付き電動工具の使用など、石綿粉じんの発散防止措置に努めることが必要
※ 湿潤な状態にする方法には、散水による方法、固化剤を吹き付ける方法のほか、剥離剤を使用する方法も含む
※ 発散防止措置には、除じん性能付き電動工具の使用以外に、作業場所を隔離することが含まれる

10 写真等による作業の実施状況の記録：令和3年4月1日施行

- 以下の内容が確認できるよう写真等（動画も可）により記録し、3年間保存することが必要
 - 撮影場所、撮影日時等が特定できるように記録することが必要
 - 事前調査結果等の掲示、立入禁止表示、喫煙・飲食禁止の掲示、石綿作業場である旨等の掲示状況
 - 隔離の状況、集じん・排気装置の設置状況、前室・洗身室・更衣室の設置状況
 - 集じん・排気装置からの石綿等の粉じんの漏洩点検結果、負圧の点検結果、隔離解除前の除去完了確認の状況
 - 作業計画に基づく作業の実施状況（湿潤化の状況、マスク等の使用状況も含む）
※ 同様の作業を行う場合も、作業を行う部屋や階が変わることに記録することが必要
 - 除去した石綿の運搬または貯蔵を行う際の容器など、必要な事項の表示状況、保管の状況
 - 作業従事者および周辺作業従事者の氏名および作業従事期間（文書等による記録で可）

11 労働者ごとの作業の記録項目の追加：令和3年4月1日施行

- 40年の保存義務がある労働者ごとの作業の記録の項目として、事前調査の結果の概要及び作業の実施状況の記録の概要を追加
※ 事前調査結果の概要是前記の5の工事開始前の労働基準監督署への報告で示した電子システムで報告が必要な内容と同等
※ 作業の実施状況の記録の概要是、写真等をそのまま保存する必要はなく、保護具の使用状況も含めた措置の実施状況についての文章等による簡素な記載による記録で可

12 建築物石綿含有建材調査者講習について

- 平成25年より国土交通省が定めた制度(旧制度)また、平成30年10月より国土交通省・厚生労働省・環境省が定めた制度(新制度)による講習
- 講習には「特定建築物石綿含有建材調査者講習」と「一般建築物石綿含有建材調査者講習」及び「一戸建て等石綿含有建材調査者講習」の3種類
なお、一戸建て等石綿含有建材調査者が調査対象とできるのは、一戸建て住宅または共同住宅の住戸の内部に関する工事に限定
- 建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、
石綿総合情報ポータルサイトの
関係ページをご覧ください。



静岡労働局HPで、
石綿則説明動画を
公開中です！ →
(約27分)



参考：改正前後における規制の比較

改 正 前 ►►		►► 改 正 後 ※下線部分が改正内容			
高 石綿飛散の危険性 ↓	レベル1 石綿含有吹付け材 	計画届 ※十四日前	事前調査 作業計画 掲示 湿潤な状態にする マスク等着用 作業主任者の選任	負圧隔離 集じん・排気装置の初回時点検 作業開始前の負圧点検 等	レベル1 石綿含有吹付け材
	レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材 	作業届 ※工事開始前	作業計画 掲示 湿潤な状態にする マスク等着用 作業主任者の選任	事前調査 ※調査方法を明確化 資格者による調査 調査結果の3年保存、現場への備え付け 作業計画 作業状況等の写真等による記録・3年保存 掲示	事前調査 ※調査方法を明確化 資格者による調査 調査結果の3年保存、現場への備え付け 作業計画 作業状況等の写真等による記録・3年保存 掲示
	レベル3 スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材 		作業者に対する特別教育 健康診断	けい酸カルシウム板1種（破碎時） 仕上げ塗材（電動工具での除去時） レベル3 スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材	事前調査結果等の届出（一定規模以上の工事が対象） 負圧隔離 集じん・排気装置の初回時、 変更時点検 作業開始前、 中断時の負圧点検 隔離解除前の取り残し確認 等 ※負圧は不要

お問い合わせは…

最寄りの労働基準監督署 安全衛生担当 または
静岡労働局 労働基準部 健康安全課 まで

(R5. 8)

